

協議会規約（法定協議会移行）の改正予定について

規約改正の概要

- 平成27年 7月 8日 改正活動火山対策特別措置法の公布
- 平成27年10月 1日 任意協議会の規約改正
(法定協議会移行を想定した委員構成の見直し)
- 平成27年12月10日 改正活動火山対策特別措置法の施行
- 平成27年度内に、蔵王山の火山災害警戒地域（市町単位）の指定が行われる見込み
→ 法定協議会への移行に向けた規約改正予定（設置目的や所掌事務など）
年度内に書面開催にて対応予定

○ 法定協議会移行の流れ

国（内閣府）	蔵王山火山防災協議会
	H27. 3. 23 蔵王山火山防災協議会を設置
H27. 7. 8 改正活動火山対策特別措置法の公布	H27. 10. 1 法定協議会の構成員を想定した規約改正（書面開催）
	H27. 10. 28 法定協議会の構成員を想定した委員による協議会を開催
H27. 12. 10 改正活動火山対策特別措置法の施行	
	H28. 2. 8 協議会を開催
H27年度内 火山災害警戒地域（市町単位）の指定	H27年度内 法定協議会への移行に伴う規約改正（書面開催）